

特定販売の業務概要

<p>使用する通信手段 (該当するものに丸をつける。) (その他に丸をした場合は具体的な記載をする。)</p>	<p>電話・ファックス・インターネット・メール・ その他()</p>
<p>販売する医薬品の区分 (該当するものに丸をつける。)</p>	<p>指定医薬品 ・ 指定医薬品以外の医薬品</p>
<p>医薬品に係る広告に申請書に記載 する店舗の名称と異なる名称を表示する ときはその名称</p>	
<p>特定販売を行おうとする医薬品について インターネットを利用して広告するとき は、主たるホームページアドレス (使用する通信手段でインターネットに丸をした場 合は必ず記載する。)</p>	